

枝番号制度の使用に伴い住所を変更するときは  
 <必要となる主な住所変更手続き（市役所）> TEL:04-7185-1111（代表）

対象	手続き	窓口
住民異動手続き	住民票上の住所を変更するため、住民異動手続きをしてください。	
住民基本台帳カード 又は マイナンバー（個人番号）カード	◎住民基本台帳カード（顔写真付）又はマイナンバーカード 変更する方全員分のカードを持参し、住所変更手続きをしてください。 本人又は同一世帯員による暗証番号の照合が必要です。 ※平成21年4月20日以降に交付された住民基本台帳カード及びマイナンバーカードは、平日夜間・土曜日に手続きすることはできません。 ※マイナンバーカード搭載の署名用電子証明書は失効します。必要な方は再登録してください。本庁窓口のみ手続きできます。 ◎住民基本台帳カード（顔写真無）……手続きはありません。 ※電子証明書は失効します。必要な方はマイナンバーカードを申請してください。申請方法はお問い合わせください。	市民課・各行政サービスセンター
外国人住民の方	変更する方全員分の在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書含む）を持参し、住所変更手続きをしてください。	
印鑑登録をしている方	手続きはありません。印鑑登録カードはそのままお使いいただけます。	
年金受給	変更が必要な方はお申し出ください。窓口で年金受給権者住所変更届をお渡しいたします。※ご自身で松戸年金事務所へ郵送する必要があります。	
国民健康保険	新住所記載の被保険者証・高齢受給者証に差し替えます。変更する方全員分の被保険者証・高齢受給者証をお持ちください。また、限度額認定証をお持ちの場合は、そちらもお持ちください。	国保年金課 市民課・各行政サービスセンター
後期高齢者医療	後日、新住所記載の被保険者証を郵送します。	
介護保険（介護認定を受けている方含む）	手続きはありません。後日新しい被保険者証等を郵送します。	高齢者支援課
高齢者移送サービス	住所変更手続きが必要になりますので、高齢者支援課へご連絡ください。	
障害者手帳・療育手帳・障害福祉サービス受給者証	障害福祉支援課窓口にて住所変更の手続きをしてください。	障害福祉支援課
各種手当 重度医療費助成	障害福祉支援課へご連絡ください。	
児童通所受給者証	子ども相談課へご連絡ください。	子ども相談課
児童手当 子ども医療費助成	印鑑（保護者）、子ども医療費助成受給券を持参し、住所変更手続きをしてください。	子ども支援課 市民課・各行政サービスセンター
児童扶養手当	印鑑（保護者）、児童扶養手当証書を持参し、住所変更手続きをしてください。	子ども支援課
犬を飼っている方	犬の登録住所変更手続きをしてください。	健康づくり支援課 TEL 7185-1126

対象	手続き	窓口
法人台帳に登録している場合	事務所や店舗等の所在地が変更となる場合は課税課に異動届が必要です。	課税課
原動機付自転車（125cc以下）	新住所の標識交付証明書をご希望の場合は、窓口にて差替えができません。申請方法は課税課へお問い合わせください。	課税課・各行政サービスセンター
送付先住所を設定している方	市からの通知や納付書などを住民登録上の住所と異なる住所に送付するよう申出ている方は、送付先住所設定を変更してください。	送付先住所設定を依頼している各関係課
土地区画整理事業	施行中の土地区画整理事業区域内に居住又は土地を所有している場合は、住所変更届を提出してください。	市街地整備課
上・下水道を利用している方	◎上・下水道・・・水道局お客様センター（TEL7184-0116）へご連絡ください。 ◎井戸水（下水道のみ契約）・・・下水道課へご連絡ください。	
e モニターへ登録している方	登録している住所を変更してください。	秘書広報課
広報あびこ宅配・郵送を利用している方	お届け先住所を変更してください。	
市へ債権者として登録している方	個人・法人で債権者コードに登録している場合は住所変更手続きをしてください。	支払に関する各関係課
小・中学校に通っている方	各学校へ住所変更をした旨の連絡をしてください。	通学している学校
幼稚園・保育園・認定こども園等に在籍している方	各園又は保育課へ住所変更手続きをしてください。	各園又は保育課
入札参加資格者名簿に登録している方	事業者で入札参加資格者名簿に登録されている場合は登録内容の変更が必要です。	総務課契約検査室
ご自身で書換えていただくもの	①パスポートの最後のページにある住所欄、②母子健康手帳の住所欄、③各種健（検）診自己負担金減免・免除認定証の住所欄、④市民利用カード（スポーツ施設）の住所欄、⑤送迎バス利用パスカードの住所欄 など	①市民課 ②③健康づくり支援課 ④文化・スポーツ課 ⑤交通課

※上記に記載のないものであっても、住所変更が必要となる場合があります。ご不明な点は、各担当課へお問い合わせください。

### <必要となる主な住所変更手続き（市役所以外）>

窓口	対象	窓口	対象
法務局	◎土地登記簿及び建物登記簿の所有者及び権利者住所欄	関東運輸局千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所	◎普通自動車・小型自動車の所有者及び使用者の住所、使用の本拠の位置
警察署・運転免許センター	運転免許証及び運転経歴証明書の住所		◎251cc以上の二輪車の所有者及び使用者の住所、使用の本拠の位置
電気・ガス・携帯電話	ご契約会社へ確認してください。		◎126cc以上250cc以下の二輪車の所有者及び使用者の住所、使用の本拠の位置
郵便局	お近くの郵便局へお問い合わせください。	軽自動車検査協会千葉事務所野田支所	◎軽自動車の所有者及び使用者の住所、使用の本拠の位置（三輪・四輪車に限る）
銀行	お取引のある銀行へ確認してください。		